平成２４年（フ）第５３３０号
東京都小平市花小金井南町１丁目６－２－404
破産者　渡邊　　拓
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３６５号
東京都板橋区幸町２－７
破産者　鈴木　良典
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３７０号
東京都荒川区荒川４丁目46－５　コーポ塚田、開始決定時の住所東京都荒川区荒川７丁目32－５
破産者　井川みき子
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３７５号
東京都荒川区東尾久３丁目３―10―502
破産者　下條　　勤
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３９２号
東京都国分寺市本多２丁目11―18―205
破産者　鈴木　英也
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２１９号
さいたま市岩槻区加倉５丁目13番23号エルシオンⅢ101
破産者　株式会社ジェイティエム
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７５号
千葉県松戸市栄町６丁目474番地の５
破産者　熊谷　政則
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１９０号
千葉県柏市小青田144番地　東54街区６　Ｌ’ＥＶＥＬ５号
破産者　松岡　伸行
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１６９３９号
東京都中央区京橋１丁目16番10号
破産者　ロイヤルフォートスウェーデン株式会社
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９９１号
千葉県市川市塩焼１－３―11
破産者　中島　祥行
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２３８号
東京都千代田区大手町２丁目１番１号
破産者　株式会社ジュエリー・フオンド
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２３９号
東京都千代田区大手町２丁目１番１号
破産者　株式会社ジュエリー・ストリーム
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５４５号
東京都江戸川区松江７丁目４番８号
破産者　株式会社ダイワ塗装工業
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５４６号
東京都江戸川区西一之江１丁目３－８　第２五月荘202、開始決定時の住所東京都江戸川区鹿骨１―25―20ディアフラットタカハシＢ103
破産者　柳沼　　正
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７２９号
沖縄県浦添市牧港２丁目44番１号
破産者　ネオスタイル株式会社
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１７４号
大阪府東大阪市足代北１丁目６番８号
破産者　豊田塗装株式会社
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７５０号
大阪府豊能郡能勢町倉垣501番地
破産者　株式会社西工務店
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６８９号
大阪市中央区本町橋２番14―814号
破産者　ルフトジャパン株式会社
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９６号
大阪市西区本田４丁目９番９号
破産者　株式会社元昭鋲螺製作所
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０２号
大阪市西区立売堀６丁目６番18号橘ビル
破産者　株式会社栄和システム
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５５６号
大阪市西淀川区野里３丁目２番19号
破産者　日光運輸株式会社
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６２０号
大阪市中央区南久宝寺町１丁目７番11号
破産者　株式会社ビックコーポレーション
1　決定年月日　平成24年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部